



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1510	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
1511	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	1
1512	小池下土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	3
1513	平成29年度小又川県有林花粉発生源対策促進事業及び平成29年度小又川県有林木材販売事業に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(森林整備課).....	4
1514	保安林の指定の解除予定	(").....	6
1515	"	(").....	6
1516	道路の区域変更	(道路保全課).....	6

告 示

和歌山県告示第1510号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成30年1月5日まで縦覧に供する。

平成29年12月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成29年12月5日

2 名称

特定非営利活動法人FCダンシーマ

3 代表者の氏名

平井俊哉

4 主たる事務所の所在地

和歌山県御坊市湯川町富安1441番地

5 定款に記載された目的

この法人は、御坊市及び周辺住民に対し、サッカーの普及に関する事業を行い、地域住民のネットワークを広げ、子どもの健全育成と生涯スポーツの振興に寄与すること及び市民主体のまちづくりの実現を目的とする。

和歌山県告示第1511号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書

を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年12月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
総合リサイクルマーケットジャングルジャングル和歌山店
和歌山県和歌山市次郎丸字橋折10番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社サカイ引越センター 代表取締役 田島哲康
大阪府堺市堺区石津北町56番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ジェイランド 代表取締役 田島哲康
大阪府堺市中区深井沢町3231番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年8月5日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,872㎡
- 6 駐車場の収容台数
66台
- 7 駐輪場の収容台数
18台
- 8 荷さばき施設の面積
59㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
9.4㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後10時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時50分から午後10時10分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
1か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成29年12月4日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成29年12月15日から平成30年4月16日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1512号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により小池下土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成29年12月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成29年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	中岡邦男	和歌山市黒岩200番地
理事	尾崎守	和歌山市黒岩218番地
理事	谷口隆啓	和歌山市内原956番地30
理事	山崎仲二	和歌山市黒岩115番地
理事	中野雪治	和歌山市黒岩100番地
理事	中井健介	和歌山市黒岩686番地
理事	中岡昭博	和歌山市南畑559番地
理事	岩崎毅	和歌山市南畑274番地4
理事	岩崎健一	和歌山市南畑87番地1
理事	岩崎匡均	和歌山市南畑249番地1
理事	今西昌則	和歌山市境原8番地
理事	中村俊夫	和歌山市境原549番地
理事	藤井安一	和歌山市境原572番地
理事	中野寛治	和歌山市境原326番地
理事	黒岩美宏	和歌山市黒谷290番地
理事	林文雄	和歌山市黒谷62番地
理事	林茂喜	和歌山市黒谷54番地
理事	谷本岩雄	和歌山市黒谷236番地
理事	瀬藤隆司	和歌山市大河内486番地
理事	浦田知幸	和歌山市山東中268番地
監事	井内登志男	和歌山市黒谷312番地
監事	瀬藤宏	和歌山市大河内551番地1

2 就任した役員（平成29年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	北野安彦	和歌山市黒岩117番地
理事	岩崎良男	和歌山市黒岩52番地
理事	尾崎紀之	和歌山市黒岩684番地
理事	西本富次	和歌山市黒岩202番地
理事	山崎顕	和歌山市黒岩82番地3
理事	岩崎匡均	和歌山市南畑249番地1
理事	岩崎健一	和歌山市南畑87番地1
理事	谷本武士	和歌山市南畑120番地
理事	谷口賢丸	和歌山市南畑793番地
理事	中野寛治	和歌山市境原326番地
理事	藤井安一	和歌山市境原572番地
理事	今西澄夫	和歌山市境原310番地
理事	津汐俊和	和歌山市境原288番地

理事	林和夫	和歌山市黒谷436番地
理事	林美樹	和歌山市黒谷335番地
理事	青木茂生	和歌山市黒谷120番地3
理事	谷本泰造	大阪府岸和田市下池田町一丁目24番19号
理事	瀬藤隆司	和歌山市大河内486番地
理事	浦田知幸	和歌山市山東中268番地
監事	青木幸夫	和歌山市黒谷116番地
監事	瀬藤宏	和歌山市大河内551番地1

和歌山県告示第1513号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成29年度小又川県有林花粉発生源対策促進事業及び平成29年度小又川県有林木材販売事業に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成29年12月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事業の名称及び履行期限

(1) 事業の名称

- ア 平成29年度小又川第1号小又川県有林花粉発生源対策促進事業
- イ 平成29年度小又川第2号小又川県有林木材販売事業

(2) 履行期限

- ア 平成29年度小又川第1号小又川県有林花粉発生源対策促進事業
平成30年12月1日（土）まで
- イ 平成29年度小又川第2号小又川県有林木材販売事業
平成30年12月1日（土）まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成29年12月15日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者でないこと。
- (8) 和歌山県内に本店を有する者であること。
- (9) 和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第3条の規定に基づく木材業の登録を受けている者であること。

(10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「（大分類）12森林整備等（小分類）1森林整備」であること。

(11) (10)の業務種目について、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（平成29年1月1日以降実施分）（平成23年制定）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票（いずれも提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

ウ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 使用印鑑届

オ 直近2年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する税の全税目

（ウ）法人にあつては直近1事業年度分の法人市町村民税、個人にあつては直近1年度分の市町村民税

キ 2 (9) から (11) までの要件を満たしている者であることを証する書類

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(2) (1)のア、エ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成29年12月15日（金）から同月27日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で配布する。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成29年12月15日（金）から同月19日（火）までの間に西牟婁振興局農林水産振興部林務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成29年12月15日（金）から同月27日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

西牟婁振興局農林水産振興部林務課

田辺市朝日ヶ丘23-1

郵便番号 646-8580

電話番号 0739-26-7911

ファクシミリ番号 0739-26-7918

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成30年1月9日（火）までに郵送により送付する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日(県の休日を除く。)以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、(2)の書面を受理した日の翌日から起算して3日(県の休日を除く。)以内に書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1514号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成29年12月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市鮎川字下附3891の38、3891の39、3891の42、3891の44、3891の45、3891の48、3891の50、3891の51、3891の53、3891の55
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1515号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成29年12月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市鮎川字小川2013の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1516号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年12月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
東牟婁郡北山村大字下尾井字細		3.60		四ノ川橋 L=40.10 雨の谷橋 L=23.60 田岡谷橋 L=25.50 一の滝橋 L=25.50 小森隧道 L=260.60

津呂1038番4地先から同村大字 小松字上ミ小松85番2地先まで	旧	39.78	4,564.10	神護橋 L=23.50 いかつち橋 L=30.70 大谷橋 L=25.50 のまず谷橋 L=15.60 新黒渕橋 L=26.60 黒渕橋 L=10.10
同上	新	3.60 39.78	4,564.10	四ノ川橋 L=40.10 雨の谷橋 L=23.60 田岡谷橋 L=25.50 一の滝橋 L=25.50 小森隧道 L=260.60 神護橋 L=23.50 いかつち橋 L=30.70 大谷橋 L=25.50 のまず谷橋 L=15.60 新黒渕橋 L=26.60 黒渕橋 L=10.10
東牟婁郡北山村大字下尾井字細 津呂1038番4地先から同村大字 下尾井字細津呂1037番2地先ま で	新	7.70 16.85	572.44	1号橋 L=164.00 (うち和歌山県内に属する区間 L=80.44)
東牟婁郡北山村大字小松字上ミ 小松84番1地先から同村大字小 松字上ミ小松85番2地先まで	新	7.70 9.40	213.36	3号橋 L=228.00 (うち和歌山県内に属する区間 L=134.95)